# 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を 改正する法律案の概要

イーター国際核融合エネルギー機構設立協定(イーター協定)及び日・欧州原子力 共同体核融合エネルギー協定(核融合の将来への幅広いアプローチ協定)に基づく 我が国の義務の履行を確保するため、所要の改正を行う。

### 1 - 概要

#### イーター協定(日・欧・米・露・中・韓・印)

- ・イーター計画の実施主体となるイーター機構を設立、参加極の貢献義務等を 規定
- ・参加極は、<u>国内機関を通じ、貢献(イーター機構への人員派遣に関すること、</u> イーターの機器の製作)を実施

#### 核融合の将来への幅広いアプローチ協定(日・欧)

- ・核融合の将来への幅広いアプローチの実施枠組、日欧の貢献義務等を規定
- ・日・欧は、<u>実施機関を通じ、貢献(研究実施のための人員派遣に関すること、</u>研究機器の製作等)を実施



- (独)日本原子力研究開発機構を国内機関(実施機関)とするため、
- 〇国際約束の履行に必要がある場合の主務大臣の要求
- 〇上記要求に対する応諾義務
- を、独立行政法人日本原子力研究開発機構法に規定

## 2. 施行期日

イーター協定又は核融合の将来への幅広いアプローチ協定の発効日のうち、 いずれか早い日